

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（106）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2018年11月1日号）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（みやぎ憲法九条の会発行「戦争・死刑と国家。そして国家と人民」をご愛読いただき、感謝申し上げます。今号は2016年10月に生じた諸問題について論究します。）

第一章 憲法に関わる動き

I 改憲、軍拡および南スーダンへの自衛隊派遣

（1）①2016年9月30日、臨時国会の衆院予算委員会に於いて、安倍首相は、民進党の細野議員の質問に答える形で、次の様に述べた（10月1日赤旗）。

②自民党憲法改正案を党内で相当議論して作った。これをベースにして議論してほしい

。同改正案を政府として提出することはない。また三原則（国民主権、基本的人権、平和主義）は変えていない。

③南スーダンへの駆け付け警護のための自衛隊派遣（PKO）は、任務を付与した私（安倍）に責任がある。同時に自衛隊員は、身をもって任務遂行する宣誓をしている。

④自民党は草案を示した上で選挙に臨み、議員は当選している。国民不在という指摘は当たらない（10月3日赤旗）。

②安倍首相は以上のように述べて、自民党草案をベースとする改憲への意欲を改めて示したのである。

（2）①2016年10月2日、安倍政府は、ACSA協定（日米物品役務相互提供協定）改定の承認案を10月中に国会へ提出する方針を固めたことが明らかになった（10月3日河北新報）。

②ではACSA協定とは何か。簡単に言えば、自衛隊と米軍とがお互いに食料、水、燃料などの物品と、役務（輸送、修理、保管業務）とを提供し合うことを定めた日米間の兵站協定である（この協定は、1996年に発効し、1999年及び2004年に改定され、次いで今回の改定承認案に至る）。

③では、今回のACSA改定案の主な身は何か（前掲河北新報）。

③現に戦闘行為が行われている現場（戦場）以外での米軍への後方支援を認めたこと。

④弾薬提供できる範囲を拡大したこと。つまり「存立危機事態」「重要影響事態」「国際平和共同対処事態」のいずれの場合も米軍への弾薬提供が可能になること。

⑤政府は、新たな法律なしに米軍艦や発進準備中の米軍戦闘機への給油を実施できるようにすること。

⑥(i)ではACSA協定の運用実績は、いかなるものか。

2016年10月2日付赤旗の集計によれば、次の通りである。締結時＝1996年度から直近の2016年度の20年間に及ぶ運用実績は、自衛隊から米軍への提供分は5080件。米軍からの受領分は3196件。総計8276件である。

(ii) 時期的にみると次の通りである。

⑦ACSA締結当初は、共同訓練時に自衛隊から物質や宿泊施設を提供するという日本国内での運用が大半を占めていた。

⑧ところが、2003年からのイラク派兵開始、続く2004年の2回目のACSA改定による適用範囲の拡大を経て、2003年度の208件から2004年度の626件、2005年度の782件に急増した。このようにイラク派兵を契機に海外での適用事例が増加し、大きく変質し実戦化した。

そして2009年度には、ソマリア沖、アデン湾での海賊対処活動が始まり、近年も400件前後を維持している(10月2日赤旗)。

⑨以上のように1996年度～2015年度迄の20年間のACSAの運用実績は、自衛隊に対する米軍の要求の推移を反映するものとなっている。

⑩では、今回のACSA改定案の狙いはなにか。この改定案は戦争法成立を受けたものであり、これにより生ずるのは日米軍事一体化＝集団的自衛権の進展である。

つけ加えれば、北朝鮮の弾道ミサイルを警戒監視する「平時」から南シナ海やジブチなど地球規模で展開する米軍作戦まで、自衛隊があらゆる場面で兵站支援できるようにする点にある。

(3) ①在日米軍横田基地の施設整備が進められている。(10月12日赤旗)。

その目的の一つは、2017年後半からのアメリカ空軍特殊作戦機CV22 オスプレイの配備のための施設整備である。具体的には、飛行機作戦施設、格納庫の増改築・改修、駐機場設置、ミサイル回避のためのチャフ・フレアの貯蔵施設、シミュレーション施設の建設などである(10月16日には完成予定である)。

②目的の二は、特殊作戦部隊の投入拠点としての横田基地の強化である(前記赤旗)。

(4)次に、南スーダンへの自衛隊PKO派遣について述べる。

①①日本がPKO法(1992年6月成立)に基づき、自衛隊施設部隊をカンボジア・タケオに派遣したのは同年9月であった。当時は、身辺を守るためにのみ武器の使用が認められていた。その後、1993年4月に中田さん(国連ボランティア)殺害事件が発生し、当時の宮沢内閣は同年5月に自衛隊派遣継続、総選挙監視要員派遣、安全対策の強化を決定した。そして同月、自衛隊幹部は、攻撃された場合には要員を守るよう施設部隊に伝達した。その一方で宮沢首相は、施設部隊の前記対応を了承すると同時に、自衛隊への警護命令を見送ったのである。そして同年同月末に総選挙は行われ、同年9月施設部隊は撤退した(2017年9月5日朝日新聞)。

①②右の経緯の中で重要なことは、当時の自民党政府(宮沢内閣)といえども、自衛隊のPKO派遣を平和憲法の制約を意識し、その制約の枠内に留めようと努力したことである。

このことを前提として、南スーダンへの自衛隊派遣問題の推移をみることにする。

②③南スーダンで起こっている事態は、反政府派(指導者マーシャル)と政府派(指導者キール大統領)との間で起っている内戦である。が、この内戦により生じているいわゆる「人道危機」は深刻である。国連の調査(2016年9月)によれば、その実態は次の通りである(10月8日赤旗)。

③④武力衝突により数万人が殺害された。④⑤480万人が深刻な食糧不足に直面。④⑥学校破壊・占拠により児童100万人が教育機会を損失。④⑦人口の半数に及ぶ600万人が要支援状態にある。④⑧約20万人の避難民をかくまう住民保護施設や、隣国の保護地域のために必要な国連資金が20%分の調達に止まっている。④⑨子どもの栄養失調、など。

③⑩①では、日本はこの「内戦」に如何に関わるべきか。

10月8日付赤旗掲載の日本国際ボランティアセンター代表理事谷山博史さん(南スーダンの現地で支援活動を行っている)の談話を要約して記す。

④⑩②2016年7月の内戦勃発以降、人道危機の状態が続き、国連やNGOの車両が襲われること。自衛隊の駐留地首都ジュバも同様であること。

④⑩③南スーダンは「比較的安定している」と安倍政府はいうが、住民の中で戦争が起

こっている事実を直視しないことに不安を覚えること。

㊦住民は、国連PKOが中立だと思っていないこと。PKOは、住民保護のため交戦するが、両方の側から敵視されること。PKOで外国軍が中立を貫くことが難しいこと。

㊧当事者間の停戦合意などPKO参加5原則も崩れ、自衛隊が紛争当事者になるのは現実の問題であること。

㊨自衛隊派遣以外にも方法があり、日本政府は非軍事の民生支援に力を入れ、南スーダン住民を助けるというメッセージを世界に発信すべきこと。

㊩日本は平和憲法で非戦を掲げているために、紛争下でも民生支援ができる環境を作ることができたこと。しかし、自衛隊が武器をかざすのを住民がみたら、日本に対する平和のイメージと信頼感は一気に崩れること。

㊪強調したいのは、南スーダンそのものを見てほしいこと。

以上である。

㊫以上の谷山談話から学ぶべき点は、第一に、南スーダンの「内戦」に軍事介入することの誤りであることである。

第二に、非戦、人権尊重、福祉充実＝民生安定の日本憲法の理念に則した対応を南ス

ーダン「内戦」に於いても貫くべきことである。

㊬なお、南スーダンPKO活動に、日本を含め中国、韓国、インドなど13ヶ国が参加しており、日本の陸自派遣部隊は2012年から道路整備や避難民トイレ設置などに従事しており、その数は2016年10月現在で350人である（10月9日朝日新聞）。

㊭2016年10月現在、安倍政府が企んでいるのは、南スーダン派遣の自衛隊に、戦争法＝安保法制成立（2015年9月）と安倍首相の掲げる「積極的平和主義」との具現としての「駆け付け警護」の新任務を自衛隊に付与することと、「共同防衛」の仕組み（他国軍と連携して宿営地を守る仕組み）を作ることである（10月10日朝日新聞）。

㊮だがこの企みは先送りとなったと報じられた。その理由は、現地では武力衝突が相次いでおり、自衛隊が駐留するジュバは落ち着いているとの安倍政府の認識が成り立たなくなったためである（10月13・14日赤旗）。

㊯⑩10月12日夜、NGO非戦ネットワーク（国際協力・交流活動などに取り組むNGO）は、南スーダンの現状と自衛隊の「駆け付け警護」について考える集会を東

京都内で開催し、120人が参加した(10月14日赤旗)。

今井高樹氏（日本ボランティアセンター〈JVC〉のスーダン事業現地代表）が、南スーダンの現状について報告した。その要旨は次の通りである。

①まず自衛隊が駐留する首都ジュバについて“ごく限られた首都中心部は安定しているが、郊外の多くはまったく違う。2015年締結された和平協定は、すでに崩壊していると見るのが妥当。大統領派・政府軍はPKOに敵対的な態度をとっている。自衛隊に新たな任務を付与すれば政府軍と対峙することになりかねない。PKOからの撤退を検討すべきだ”、と。

②この報告で重要な点は、南スーダンで自衛隊PKO活動に新たな任務（駆け付け警護、共同防護）を付加することが新たな紛争の種子を播くことに等しいことを指摘したことであると考える。

③南スーダン派遣に反対する動きをみよう。

④10月22日、青森県三沢市で「なくそう！日米軍事同盟、軍事基地2016年平和大会 in 三沢」（主催＝同実行委員会）が始まった。

大会報告は、千板純事務局長（日本平和委）が行い、戦争法廃止・憲法守れの全国運動をこの大会で交流し、たたかいを更に

発展させようと呼びかけた（10月23日赤旗）。

⑤10月21日、仙台弁護士会は、「憲法違反の安保法制の廃止を求めると共に、南スーダンPKO（国連平和維持活動）に対する運用・適用に反対する会長声明」を発表した（10月23日赤旗）。

同声明は大要以下である。

11月に南スーダンPKOに派遣予定の陸上自衛隊東北方面隊に「駆け付け警護」「宿営地共同防護」の任務付与が検討されていることに対し、「駆け付け警護」が敵対勢力の反撃次第で戦闘行為に発展する可能性があり、憲法九条に抵触すること。そもそも南スーダンでは激しい戦闘状態が続き、PKO実施要件を満たしているか疑わしく、派遣継続の是非を慎重に判断すべきものであること。いま憲法違反の自衛隊活動が実行されかねない事態が迫っている中で、仙台弁護士会として、安保法制の廃止を求めるとともに、南スーダンPKOへの「駆け付け警護」「宿営地共同防護」の任務付与に反対すること。

⑥10月25日、安倍内閣は、陸上自衛隊の南スーダンPKOによる陸上自衛隊の派遣を2017年3月末まで延長する実施計画の変更を閣議決定し、「派遣継続に関する基本的な考え方」と題する文書を発表した（10月26日朝日新聞）。

⑩その骨子は、次の通りである（前掲朝日新聞による）。

南スーダンPKO派遣延長「基本的な考え方」（骨子）

- ・ 7月に大規模な武力衝突が発生し、今後の治安情勢については楽観できない。
- ・ 南スーダンは、自らの力だけでは平和と安定を確保することができない。
- ・ 7月の衝突事案後も、部隊を撤退させた国はない。
- ・ 自衛隊は海外でリスクを負いながらも、国際社会の平和と安定のために貢献している。
- ・ 危険を伴う活動だが、自衛隊にしかできない責務を果たしている。
- ・ 今後も「武力衝突」の発生は十分に予想されるが、PKO参加5原則は維持される。

©この骨子の真意は何か。 護」「共同防護」を実施に移すことを宣言したに等しいこと、を安倍内閣の公式見解として内外に表明したものである。（以下次号）

武力衝突が今後も発生することは确实だと予測しつつも、自衛隊を南スーダンから撤収するつもりはないこと、「駆け付け警